



大企業は、いま、企業の社会的責任(CSR)を重視し、CSR専門部署を設置して社会貢献活動に力を入れている。一方、中小企業では、人員や費用の問題もあり、社会貢献までなかなか手がまわらないのが現状だ。しかし、中小企業にもCSRを求められる声は高まっており、中小企業でもできる社会貢献に注目が集まっている。なかには社会貢献を新しい商品価値とする動きもあり、いま「社会貢献」がひとつのブームになりつつある。中小企業でも参加しやすい寄付型の社会貢献と税務上の取り扱いを迫った。

延べ4万以上の非営利団体へ助成を行ってきた日本財団(東京・港区、会長 笹川陽平氏)には、中小企業から社会貢献の相談が寄せられている。「ある小規模生命保険会社は、大手との差別化を図るイメージ戦略とし

## 中小企業も手軽に社会貢献

### 脚光浴びる「夢の貯金箱」

て社会貢献をしたいと相談を受けた(日本財団公益チーム)と、社会貢献を販促活動のひとつとする中小企業も増えている。

企業のなかには、自社の社会貢献をPRすることで、消費者や取引先に對して好印象を与え、事業拡大や強い信頼関係を築き上げているケースもある。また、社員の愛社精神の向上、モチベーションアップなどにもつなげ、広告以上の効果をj得ている企業も見受けられる。

しかし、専門部署を設ける余裕のない企業では、「支援するにしてもどんな団体があるのかわからない」という問題がある(同)。

そこで同財団では、募金プロジェクト「夢の貯金箱」の一環として、企業が希望する寄付先の紹介を行っている。

「夢の貯金箱」は、寄付金を募り、その寄付金を犯罪被害者救済や介護問題などさまざまな社会問題の解決に取り組むNPOの支援に充てる仕組み。企業は、間接的に社会貢献活動に参加することができる。ロゴ利用許可など、寄付した企業のPR活動支援も行う。寄付先選定は100万円以上の寄付に限るが、紹介だけでも受け付ける(同)。

この「夢の貯金箱」に注目し、手軽な社会貢献を提案する中小企業も現れた。企業向けサービス

のマッチングを行っている(㈱ランクス(東京・世田谷区、代表取締役 藤本一成氏)は、売上げの一部を「夢の貯金箱」に送金する自動販売機を発売、4月末に発表する予定だ。社内に設置すれば飲料を買うだけで社会貢献できる。

社会貢献に寄付のかたちを取る場合、その費用は寄付金として取り扱う。国や地方公共団体などへの寄付金は全額損金。一般の寄付金は、一定の損金算入限度額まで損金に算入できる。

また、特定公益増進法人(特増)や認定NPO法人などに寄付した場合は、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、一般寄付金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が可能。つまり、別枠が設けられることで、減税効果が高くなる。

「夢の貯金箱」への寄付は一般の寄付金に該当するが、同財団は「財団を通じて紹介した特増なら、そこへの寄付金とすることができる」としている。この場合、企業は同財団からPR面の支援を受けつつ、損金算入額も増やせるわけだ。

ただ、寄付金税務で気を付けたいのは、たとえば、社長個人の意思で寄付した場合、その寄付金を会社が負担すれば、それは社長への給与と判断されることがあるので注意が必要だ。